

2017年（平成29年）第5回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2017年（平成29年）5月11日
- 2 通知年月日 2017年（平成29年）5月16日
- 3 開催年月日 2017年（平成29年）5月29日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 大会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第6号 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について

6 出席委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 坂本忠士 | 2番 藤井照正 | 3番 若井久夫 |
| 4番 岡本卓也 | 5番 森矢重則 | 6番 林内公二 |
| 7番 谷邊博人 | 8番 平勝義 | 9番 宮澤満志 |
| 10番 岡田克彦 | 11番 安原理雄 | 12番 江草豊明 |
| 13番 宮迫主政 | 14番 大元教義 | 15番 小林正勝 |
| 16番 桑田恒二 | 17番 谷本耕造 | 18番 高垣勲 |
- 以上18名

7 欠席委員

8 その他の出席者

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 小川 裕司 | 松永出張所 | 藤原 真治 |
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 新市出張所 | 山縣 葉二 |
| 北部出張所 | 宮川 一樹 | 沼隈出張所 | 杉本 倫草 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局 | 杉原 信広 |
| 事務局 | 平田 純雄 | | |

以上9名

10 議事内容

午前9時56分開会

- 事務局長 それでは、ただいまから2017年（平成29年）第5回農地部会を開会いたします。谷邊部会長，会議の進行につきまして、よろしくお願ひいたします。
- 部会長 — 開会あいさつ —
- 議長
(7番) それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定により、議長を務めさせていただきます。
はじめに、会議の成立を申し上げます。委員総数18名のうち、18名全員出席ですので、本会議は成立します。
続いて、議事録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第11条の規定により、議席番号8番の平勝義委員と議席番号11番の安原理雄委員をお願いいたします。
議事に入る前に、議案の追加等があれば、事務局より説明してください。
- 事務局 それでは、2017年（平成29年）第5回農地部会議案書追加事項等についてご説明します。
まず、追加議案第6号として、「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」広島法務局福山支局から3件照会がありましたので、上程しております。内容は、記載のとおりです。
次に、追加報告として、「農地法の規定による許可又は届出の取消について」2件、取消し願ひがありましたので、追加しております。内容は、記載のとおりです。
次に、24ページ29番の備考欄に追加報告の1番と関連を追加しております。
以上です。
- 議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
東部地区協議会の審議内容を報告してください。
- 2番
(藤井) 東部地区の審議内容について報告します。
東部地区では、5月23日の午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時から委員6名全員の出席により、市役所8階農業委員

室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第1号4件、議案第3号1件、議案第6号1件の合計6件です。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」1ページ1番から4番について報告します。

1番と2番は、関連案件です。

後継者育成のため、渡人である大門町津之下の父から、大門町一丁目の受人が、1番で大門町大字津之下の畑2筆合計1,044㎡に期間30年間の使用貸借権を設定して借受け、2番で大門町一丁目の畑188㎡を持分各九十四分の3を受人外4人で譲受けて、新規就農し、野菜を栽培するものです。

3番と4番は、関連案件です

城興ヶ丘の受人が、蔵王町五丁目の渡人から、3番で蔵王町五丁目の畑2筆合計462㎡を譲受け、4番では、蔵王町五丁目の畑1筆667㎡に期間3年間の使用貸借権を設定して借受けて、野菜を栽培し、新規就農をするものです。

いずれの案件も受人は、農作業経験もあり、必要な農機具も確保されていますので、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番

西部地区の審議内容について報告します。

(岡本)

西部地区では、5月24日の午後2時から関係者により、現地調査を行い、午後4時から市役所8階の農業委員室で協議会を開催しました。

委員9名全員の出席により、議案第1号3件、議案第3号1件、議案第4号3件の合計7件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの5番から7番について報告をします。

5番は、赤坂町の受人が、高齢で耕作困難になった同町の渡人から申請地の贈与を受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

6番は、瀬戸町の受人が、耕作困難になった同町の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

7番は、箕島町の受人が、高齢で耕作困難になった川口町の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

いずれの譲受人とも、農作業経験があり、必要な農機具も確保済みであり、営農に支障がないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

松永地区では、5月24日、午前9時45分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。

委員6名全員の出席により、議案第1号4件、議案第5号1件の合計5件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」2ページ8番から3ページ11番について報告します。

8番は、神村町の受人が東京都板橋区の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、野菜を栽培する計画です。

9番は、南松永町の受人が現在、申請地を借受けて耕作していますがこのたび、渡人から譲受け、借入耕作地の解放を行うもので、引き続き野菜及び果樹を栽培する計画です。

10番と11番は関連案件です。東村町の受人が10番で本郷町の貸出人から使用貸借権を設定して借受け、11番で本郷町の渡人から譲受け、新規就農するもので、野菜及び果樹の栽培をする計画です。

いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、北部地区の審議内容について報告します。

北部地区では、5月24日の午後1時20分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号2件、議案第3号1件、議案第6号1件の合計7件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページ12番から4ページ14番について報告をします。

12番と13番は関連案件で、緑町の借受人或いは、譲受人が、12番で5年間の貸借権を設定して、山野町の貸出人から申請地を借受け、13番で岡山市の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して果樹を栽培するものです。

14番は、加茂町の譲渡人が、同町の譲受人に申請地を贈与するもので、

譲受人は、果樹を栽培して、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第1号の14件については、別紙農地法第3条調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します

北部地区協議会の審議内容を報告してください。

11番
(安原)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページ1番と2番について報告します。

1番は、西町の申請人が、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、宜山保育所の北東、約200メートルのところですか。

2番は、新市町の申請人が、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、川井集会所の北西、約250メートルのところでは、
現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるお
それもないと認められることから、許可妥当と判断しました

議 長 次、神辺地区の報告をお願いします。

17 番 神辺地区農地調整協議会の審議内容について報告します。

(谷本)

神辺地区農地調整協議会は、5月24日午前9時より現地調査を行い、
午前11時より神辺支所3階31会議室で、協議会委員6名中5名の出席
により、議案第2号1件、議案第3号5件、議案第6号1件の合計7件に
ついて、審議しました。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定につ
いて」の5ページ3番について報告します。

東川口町に居住する申請人による、長屋住宅への転用申請です。関連法
令については、担当部局等に許可申請等が行われています。

現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われ
ます。

議 長 ありがとうございます。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第2号の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、
第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第
2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、
その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要
件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切
な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等がないようですので、採決します。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお
願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2番
(藤井)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページの1番について報告します。

尾道市の法人が、御幸町大字下岩成の譲渡人から御幸町大字下岩成の田1筆1, 174㎡を譲り受けて、長屋住宅2棟を建設するものです。

場所は、芦田川自動車学校の北西約200メートルです。

現地確認を行いました。申請地周辺の営農条件に支障はないと思われ、転用に問題ないと思われ。

議長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4番
(岡本)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページの2番について報告します。

受人である沼隈町の法人が、申請地を東桜町の渡人から譲受け、露天資材置場及び事務所として利用するものです。

場所は、JA福山市山南支店の北、約150メートルのところ。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11番
(安原)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページ3番について報告します。

駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、西町の貸出人から申請地を借受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、宜山保育所の北東、約200メートルのところ。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 6 ページ 4 番から 7 ページ 8 番について報告します。

4 番は、川南で不動産業と建築業を営む法人が、申請地の田 2 筆、合計 2,109 m²を譲受け、周辺で需要のある長屋住宅 1 棟に転用するものです。関連法令については、担当部局等に許可申請等が行われています。

5 番は、岡山県戸窪郡早島町で売電業と建設工事業を営む法人が、申請地を譲受け、太陽光発電パネルを設置し、最大 49.5 kW を売電する計画です。なお、再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。

6 番は、5 番の譲受人の法人が、5 番の申請地の隣接地田 3 筆、合計 1,747 m²を譲受け、建設工事用資材置場として転用するものです。

7 番は、御幸町に居住する譲受人が、高屋川右岸に隣接する申請地の畑 64 m²を父親の宅地への進入路として転用するものです。

8 番は、岡山県笠岡市で不動産業を営む法人が、福山市に於いて事業を拡大するため、申請地を取得し露天資材置場として転用するものです。

すべての案件について、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われま

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第 3 号の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議 長

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決をいたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。

西部地区協議会の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第4号「非農地証明について」の8ページ1番から3番について報告します。

1番は、山手町の申請人によるもので、申請地を大正12年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、県立福山特別支援学校の東、約400メートルのところでは

2番は、熊野町の申請人によるもので、申請地を昭和40年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

場所は、フタバ自動車学校の西、約650メートルのところでは

3番は、沼隈町の申請人によるもので、申請地を平成10年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

場所は、常石鉄工の東、約300メートルの主要地方道鞆松永線の北側のところでは

なお、2番と3番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、農用地指定以前から非農地であったもの、或いは、自然かい廃等によるものであり、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。
松永地区の審議内容の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」9ページ1番について報告をします。
柳津町の申請人によるもので、被相続人の子が柳津町二丁目の原野178㎡のうち89㎡と宅地65.68㎡を現況畑として相続し、特例の適用を受けようとするものです。
場所は、元福山市母子生活支援施設松永寮の東隣です。
野菜が作付けしてあり、畑として適正に管理されています。

議 長

ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、追加議案第6号「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」を上程します。
東部地区の報告をお願いします。

議 長

次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明いたします。

10ページから14ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届け出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、18件を事務局長専決で受理しました。

次に、15ページ、16ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、17ページから30ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

4条11件、5条53件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。

次に、31ページの「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。

2件届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。

次に、32ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。

認定電気通信事業者が行なう、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地の転用の制限の例外となります。1件を受理しています。

次に33ページ、34ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が5件ありました。

次に、35ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から物件の登記地目が「農地」であることから照会がありました。現地調査を行った結果、農地性はなく非農地と判断されました。回答期限は2週間以内であり、その期間に農業委員による審議ができないため、事務局長専決により報告しました。

次に、追加報告事項「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」は2件あります。

許可又は、届出の受理後、何らかの事情により履行できなかった

ことから申請されたものです。

取消しの理由は、1番は届出人の住所相違によるものです。改めて24ページ29番で届け出が行われています。

2番は、計画の中止によるものです。

専決処分及び届出等については以上です。

議 長

専決処分・届出等の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

発言等もないようですので、2017年(平成29年)第5回の農地部会を終了します。

なお、来月の農地部会は、6月29日開催の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時24分閉会